

sample

訴 状

平成〇〇年 〇月 〇日

〇〇地方裁判所 御中

原 告 山 田 太 郎 印

当事者の表示

〒〇〇〇-〇〇〇〇 東京都江東区豊洲〇丁目〇番〇号 (送達場所)

原 告 山 田 太 郎

電 話 〇 3 - 〇 〇 〇 〇 - 〇 〇 〇 〇

〒〇〇〇-〇〇〇〇 東京都港区新橋〇丁目〇番〇号

被 告 株式会社サギグループ

代表者代表取締役 佐岸次郎

不当利得返還請求事件

訴訟物の価額 1, 5 0 0, 0 0 0 円

貼用印紙額 1 3, 0 0 0 円

請 求 の 趣 旨

- 1 被告は、原告に対し、金150万円の金員を支払え。
- 2 訴訟費用は被告の負担とする。
- 3 この判決は仮に執行することができる。

との判決を求める。

請求の原因

1 被告

被告は、株式会社サギグループ（以下、被告会社と言う。）の代表取締役である。また、被告会社はパチンコの打ち子アルバイトを電子メール及びウェブサイトにて募集している会社である。

2 本件経緯

（１）原告は、平成〇〇年〇月〇日に被告会社からのアルバイト募集の電子メールを受信し、同メールに記載された URL (<http://www.sagi-group.com/>) のウェブサイト「サギグループパチンコ攻略法」にアクセスした。原告は、同ウェブサイトの「パチンコの攻略法が仕込まれた台から出玉回収作業を行い、リスクなく確実に稼げるアルバイト」との記載を見て、同日、アルバイト募集に応募するため被告会社と連絡をとった。

（２）平成〇〇年〇月〇日、原告は被告会社の窓口である被告と喫茶店「××高田馬場店」で会った。被告は原告に対し、アルバイト契約に際し事前の研修契約、及びパチンコ台の攻略法という重要機密事項を伝える保証として原告に１５０万円の保証金を要求した。同日、原告は被告会社口座「〇〇銀行 〇〇支店 普通１２３４５６７ カ）サギグループ」に計１５０万円を振り込み、同日、被告会社とのアルバイトの研修契約の契約書（甲第１号証）を取り交わした。

・
・
(省略)
・
・

3 被告の責任原因

そもそも、パチンコがギャンブルであることを考慮すると「リスクなく確実に稼げる」はずはないのであるが、「パチンコの攻略法が仕込まれた」との文言を原告は信用した。しかし、攻略法が仕込まれているパチンコ台のはずが、被告の指示に従った打ち方、被告いわく「攻略法」の通りに打っても全く効果がなかった。

つまり、被告会社のウェブサイトの「パチンコの攻略法が仕込まれた台から出玉回収作業を行い、リスクなく確実に稼げるアルバイト」との記載は全くの虚偽であり、被告の行為は、何ら具体的根拠のない攻略法や研修などというもので原告を錯誤に陥れた上で保証金及び研修契約料を詐取するという民法96条に該当する詐欺行為である。

よって、原告は被告との契約を取り消すことができる。

4 結論

原告は被告との契約を取り消し、金150万円の支払を求めるため、本訴請求に及んだ次第である。

証 拠 方 法

- 1 甲第1号証 研修契約書
- 2 甲第2号証 預託金証明書
- 3 甲第3号証 振込明細
- 4 甲第4号証 被告会社の電子メール文
- 5 甲第5号証 被告会社ウェブサイトの写し

附 属 書 類

- 1 甲各号証 正副各1通
- 2 登記事項証明書 1通